松山市市民活動推進補助金の補助対象経費について

以下に示す事例は、補助対象になるかどうかを例示したものであり、補助に係る経費外で実施することを妨げるものではありません。
松山市市民活動推進事業補助金へのご応募にあたっては、募集要領や以下にお示しする事例を参考に、事業計画を立てご応募ください。

補助の対象となるのは、**補助事業を実施するのに必要な最小限度の額**です。
飲食にかかる経費は原則として補助の対象となりませんのでご注意ください。

イベント打ち合わせ等の際の飲食費

Q　イベントの打ち合わせ・企画会議等のため、団体の構成員が食事・飲物をとったとき

A　イベント開催準備としての会議等で団体の構成員が食事や飲物をとることは多いと思いますが、**飲食費は補助の対象となりません**。

旅費関係

Q　外部講師招聘旅費

A　外部講師招聘旅費は、**講師本人分の必要最小限の額**が補助対象となります。

Q　団体スタッフの旅費

A　団体スタッフの旅費は、**公共交通機関利用分のみ**補助対象となります。団体の規程による旅費の支払いは補助対象になりません。

報償費関係

Q　補助対象となる報償費

A　報償費は、**外部講師本人分のみ**補助対象となります。**団体スタッフに対する報償費は補助対象外**です。

印刷物関係

Q　イベントに係る、告知用ポスター、パンフレット、当日配布資料等を印刷したとき

A　補助事業に関するイベント用の印刷物の印刷費は補助の対象となります。ただし、開催規模に比べ著しく大量の印刷については、配布先や数量、その必要性を確認させていただくことがあります。なお、団体が経常的に使用する団体名の封筒等の印刷費は認められません。また、団体の「会報」「年次総会資料」等、団体の通常の活動に関する印刷物の印刷等の費用も補助対象になりません。

郵送料関係

Q　イベント周知のポスター等の郵送料について

A　イベントの開催の周知を図るためのポスター・パンフレット類、入場券、資料等、また、当該補助事業の事業実施報告冊子等の送付に要した郵送料は補助の対象となります。ただし、予定する参加者数に比べ過大な数量については、必要性等を確認する場合があります。なお、団体の「会報」「年次総会資料」等の郵送料は団体の通常の活動に伴うもののため、補助対象とは認められません。

原材料費関係

Q　子ども向けの工作教室を開催し、画用紙・絵の具・粘土等を購入したとき

A　このような、イベントで使用する事務用品・原材料費は必要最小限の額が補助の対象となります。（ただし、１万円を超える物品は認められません。）

研修に係る経費

Q　団体の構成員の研修視察旅行を実施したとき

A　団体の構成員の研修視察旅行に要する経費は補助対象になりません。

物品の購入

Q　消費税抜きの金額が１万円を超える物品の購入

A　原則として**消費税抜きの金額が１万円を超える物品の購入については補助の対象外**です。なお、リース・レンタルした場合、当該補助事業の実施期間中の費用は賃借料として補助の対象となりますので、リース・レンタルもご検討ください。
※「市民協働まちづくりモデル事業」に限り、備品購入費を認める場合がありますので、事前に相談ください。

その他

●補助金の交付が決定した事業は、交付を受ける団体が実施してください。専門家を招いての講演や講習、通訳や写真撮影、会場音響等専門性の高い一部業務・作業を委託する以外、いわゆる業務の丸投げや大半を委託することは認められません。

●補助金の交付決定は応募された事業計画に対するものであり、事業を当初計画から大きく変更する場合には、変更そのものが認められず補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、既に支払い済みの補助金についても全額返還していただくことになります。

【お問い合わせ】
松山市坂の上の雲まちづくり部　まちづくり推進課
市民活動推進担当
ＴＥＬ　９４８－６３３０　ＦＡＸ　９３４－１８２１
e-mail　matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp